

経営会議の内容

件 名	下鶴間西側地区の住居表示の実施について
所 管 部	街づくり計画部
日時・場所	平成21年10月23日(金) 10:25 ~ 11:10 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、健康福祉総務課長、財政課長、総合政策課長、総合政策課総合政策担当係長
提 出 理 由	下鶴間西側地区の住居表示実施に向けて、町界町名審議会への諮問を行う必要から、実施区域と町名町割りについて確認したいため
会議経過	【主な意見等】 ・ 基盤整備や住民の合意形成が図られれば実施することとしているが、今後の予定はあるのか。 (所管部) 未利用地が少なく、基盤整備が概ね終わっているところで住民の合意形成が図られれば実施するものであり、現在のところ予定はない。 ・ 合意形成の目安はどのくらいか。 (所管部) 今回は、アンケートで70%以上が実施に賛成であったことから、検討を始めた。 ・ 主要幹線道路で区域を分けた方が分かりやすいと思うが、何故、県道座間大和線で区域を分けなかったのか。また、中央林間西という名称の他にどのような名称が候補になっていたのか。 (所管部) 県道座間大和線以南を別の区域とすると、南林間9丁目に続き10丁目とするか、中央林間南等の別名称になってしまう。10丁目以降だと住所を記入する際に長くなる等の理由から全国的にもあまり例がない。中央林間南という名称では、中央林間、中央林間西、中央林間南になり、類似の名称が増え、混乱を招く恐れがあり、郵便局からも指摘されている。 また、住民の合意形成に至るまでの議論の中でも中央林間西という名称を望んでいる。 ・ 南林間3丁目と8丁目の区域は都市計画道路である福田相模原線で区切られている。何故、中央林間西1丁目と2丁目の区域をこの道路で分けなかったのか。 (所管部) 当初案では、都市計画道路で分けていたが、住民要望を考慮して、今回の案となった。 ・ 今回の区域内には大企業もあるが、変更に伴う手続きに必要な金銭的な支援について要望はなかったのか。 (所管部) 支援することは難しいということを説明し、理解していただいた。 ・ 中央林間、南林間の「丁目」の順番が違うが、どうしてか。 (所管部) 地域の中心となる施設の所在地に近い方から丁目の順番をつけるなど全国一律の基準はあるが、地域の状況に応じて決めている。 ・ 基盤整備の考え方について、ミニ開発による基盤整備なども対象とするのか。 (所管部) 7ha以上が概ねの基準となっており、ミニ開発では区域が小さく、周囲の基盤整備の状況などからも対象とはならないと思う。
会議結果	案のとおり進めていく